

川辺川ダムの建設に関する基本計画

建設省告示第六百八十四号
昭和五十一年三月三十日

建設省

川辺川ダムの建設に関する基本計画

1 建設の目的

(1) 洪水調節

川辺川ダムの建設される地点における計画高水流量毎秒 3,520立方メートルのうち、毎秒 3,320立方メートルの洪水調節を行う。

(2) 流水の正常な機能の維持

下流の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図る。

(3) かんがい

川辺川及び球磨川沿岸の約 3,400ヘクタールの農地に対するかんがい用水の補給を行う。

この用水の補給は、専用の施設を新設して行う。

(4) 発 電

川辺川ダムの建設に伴って新設される相良発電所において最大出力 16,500キロワットの発電を行う。

2 位置及び名称

(1) 位 置

球磨川水系川辺川

左岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦字藤田

右岸 熊本県球磨郡相良村大字四浦字堂迫

(2) 名 称

川辺川ダム

3 規模及び型式

(1) 規 模

堤高（基礎岩盤から非越流部堤頂までをいう。） 107.5メートル

(2) 型 式

アーチ式コンクリートダム

4 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項

(1) 貯留量

イ 総貯留量

最高水位は標高 280.0メートルとし、総貯留量は 133,000,000立方メートルとする。

ロ 有効貯留量

最低水位は標高 239.0メートルとし、有効貯留量は総貯留量のうち標高 280.0メートルから標高 239.0メートルまでの有効水深 41.0メートルに対応する貯留量 106,000,000立方メートルとする。

(2) 取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分

イ 洪水調節

洪水期（毎年6月11日から10月15日までの期間をいう。以下同じ。）においては、洪水調節を行う場合を除き水位を次に定める水位以下に制限するものとする。

期 間	水 位
6月11日より 9月15日まで	標高252.2メートル
9月16日より10月15日まで	標高264.5メートル

洪水調節は、最大標高 280.0メートルから標高 252.2メートルまでの容量 84,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

なお洪水調節は、非洪水期（毎年10月16日から翌年6月10日までの期間をいう。以下同じ。）においても予備放流により行うことができるものとする。

ロ 流水の正常な機能の維持

流水の正常な機能の維持と増進を図るための貯留量は、洪水期においては、標高 252.2メートルから標高 239.0メートルまでの容量 22,000,000立方メートルのうち最大 9,500,000立方メートルとし、非洪水期においては、標高 280.0メートルから標高 239.0メートルまでの容量 106,000,000立方メートルのうち最大 11,500,000立方メートルとする。

ハ かんがい

かんがいのための貯留量は、洪水期においては、標高 252.2メートルから標高 239.0メートルまでの容量 22,000,000立方メートルのうち最大 12,500,000立方メートルとし、非洪水期においては、標高 280.0メートルから標高 239.0メートルまでの容量 106,000,000立方メートルのうち最大 17,000,000立方メートルとし、ダム地点において下記の水量から地区内利用可能水量及び有効雨量を控除した水量を取水可能ならしめるものとする。

期 間	最大水量	平均水量
6月 1日から 7月31日まで	4.42	3.40
8月 1日から10月10日まで	5.13	4.58
10月11日から翌年5月31日まで	1.88	1.66

ただし、かんがいのための取水は、イに規定する洪水調節及びロに規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないよう行うものとする。

ニ 発 電

相良発電所の取水量は毎秒30.0立方メートル以内とし、発電のための貯留量は、標高 280.0メートルから標高 239.0メートルまでの容量 106,000,000立方メートル（うち、発電単独容量は 1,000,000立方メートルとする。）とする。

発電は、イに規定する洪水調節、ロに規定する流水の正常な機能の維持及びハに規定するかんがいに支障を与えないように行うものとする。

なお、ロに規定する流水の正常な機能の維持及びハに規定するかんがいのため確保すべき貯水池の水位は、次に掲げる基準日にあたってはそれぞれ当該基準日について定められる水位と、基準日以外の日にあつてはそれぞれ当該日の直前の基準日に定められる水位と直後の基準日に定められる水位から等差的に算出される水位とし、イに規定する洪水調節、ロに規定する流水の正常な機能の維持及びハに規定するかんがいのための放流又は取水により水位を低下させる場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

基準日	基準日の水位
1月31日	標高 249.6メートル
4月30日	標高 242.5メートル
5月31日	標高 242.5メートル
6月30日	標高 251.7メートル
11月30日	標高 251.7メートル
12月31日	標高 249.6メートル

5 ダム使用权の設定予定者

電源開発株式会社

6 建設に要する費用及びその負担に関する事項

(1) 建設に要する費用の概算額

約 350 億円

(2) 建設に要する費用の負担者及び負担額

イ 河川法第59条及び第60条第1項の規定に基づく国及び熊本県の負担額
建設に要する費用の額に1,000分の987を乗じて得た額とする（このうち、
かんがいに係る負担額は建設に要する費用の額に1,000分の39を乗じて得た額
とする。）。

ロ 特定多目的ダム法第10条第1項の規定に基づく流水をかんがいの用に供す
る者の負担額
イに規定するかんがいに係る負担額に10分の1を乗じて得た額とする。

ハ 特定多目的ダム法第7条第1項の規定に基づく電源開発株式会社の負担額
建設に要する費用の額に1,000分の13を乗じて得た額とする。

7 工 期

昭和42年度から昭和56年度までの予定